

第10回統計委員会・第12回基本計画部会 議事概要

1 日 時 平成20年6月9日(月)15:00~17:13

2 場 所 中央合同庁舎第4号館 共用第1特別会議室

3 出 席 者

【委員】

竹内委員長、大守部会長代理、阿藤委員、井伊委員、出口委員、野村委員、廣松委員、舟岡委員、門間委員、美添委員

【統計委員会運営規則第3条及び6条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長》

内閣府経済社会総合研究所長、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、文部科学省生涯学習政策局調査企画課長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省経済産業政策局調査統計部長、国土交通省総合政策局情報管理部長、日本銀行調査統計局審議役(統計担当)、東京都総務局統計部長

【事務局】

中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長
貝沼総務省政策統括官(統計基準担当)

4 議事次第

- (1) 臨時委員の発令等について
- (2) 部会の審議状況について
- (3) 法人企業統計調査の改正について
- (4) 基本計画部会各ワーキンググループの審議状況について
- (5) その他

5 議事概要

- (1) 竹内委員長から、資料1により臨時委員の発令、資料2により部会に属すべき臨時委員の指名について報告された。
- (2) 部会の審議状況について
前回の統計委員会において、総務大臣から諮問された経済構造統計の指定及び平成21年に実施される経済センサス-基礎調査に関し、平成20年5月23日に開催された第4回企業統計部会での審議状況について、資料3に基づき、美添部会長から報告があった。
- (3) 法人企業統計調査の改正について
犬伏総務省統計審査官から、資料4に基づき、法人企業統計調査の改正内容の説明が行われ、その後、

本改正については、昨年9月の統計審議会答申に沿った改正であることから、統計法施行令第1条の3に規定する軽微な事項に該当するものとして統計委員会の審議に付さないことになった。

(4) 基本計画部会各ワーキンググループの審議状況について

基本計画部会各ワーキンググループ(以下「WG」という。)の審議状況に関し、第1WGについては資料5に基づき美添座長から、第2WGについては資料6に基づき舟岡座長から、第3WGについては資料7に基づき阿藤座長から、第4WGについては資料8に基づき廣松座長から、それぞれ報告があった。各委員の主な意見は次のとおり。

- ・ エビデンス・ベースド・ポリシーという観点から、政策の基礎となる統計をどうつくるか、また、どのようなものが要求されているかということをもう少し考える必要があるのではないか。
- ・ 高齢者の社会保障を考える時に、現在、介護と医療と福祉をつなげて統一的に統計として活用する仕組みになっていないことは大きな問題である。
- ・ 各省が二次利用に係る潜在的な需要に対して予算を確保して対応することは、なかなか現実的ではなく能力的にも難しいため、その対策として各省共通のプラットフォームを開発することは大変重要である。
- ・ 共通化されたプラットフォームを作って、民間の業務プロセス使われているデータベースから抽出、変換、新たな書き込みを行うためのETLツールの統計版みたいなものを考えていくことで、二次利用の道筋が開けると思うので、この方向性を明確に打ち出すことが重要である。
- ・ 二次利用については、法律上は調査実施者の判断に任せる形になっている訳だが、対応する人員等の問題考えれば、独立行政法人に委託するという形も考えられる。
- ・ 海外では、公開している統計データアーカイブというものがあるが、今回の匿名データやオーダーメイド集計はこれに該当しない。ただ、需要が非常に大きいものであることから、もう少し利用範囲を拡大した形での二次利用の提供が可能かも含めて第4WGで検討してもらいたい。
- ・ 事業者・企業を対象とした調査は、その結果について早期に知ることや企業秘密を知ることによって特別の利得を図ることができるため、民間委託に当たっては慎重な取扱いが必要である。
- ・ 海外では個別データに関わる場所は民間委託を行っていないこと、我が国の民間の統計調査機関が作成している統計の性格は国の統計とは全く異なっていること等を考えれば、民間委託が可能なのは部分的に郵送事務とかコールセンターの設置等ではないか。
- ・ 民間活用は、民間事業者の方がより効率的に業務が実施できる分野があれば活用を検討するということであり、調査員調査のような民間活用が向いていない分野を開放するために民間事業者を育成しようというのであれば本末転倒である。
- ・ 最近、地方分権の動きとして、国の出先機関の業務を地方公共団体に移すべきとの意見が出てきているようだが、これに関連して統計調査の調査系統が複雑化するようであれば、統計委員会として何らかの形として意見を言う必要があるのではないか。

(5) その他

次回の委員会は平成20年7月14日(月)15:00から今回と同じく基本計画部会との合同で、また、8月の委員会は平成20年8月20日(水)15:00から開催することとなった。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>